

令和2年度事業運営方針

昨年は、元号が「平成」から「令和」に改められ、全国的に新たな元号について話題になりましたが、年の後半には各地で記録的な大雨や暴風を伴う台風15号や19号が襲来し、各地に甚大な被害をもたらしました。当法人の後援会事業であります合同絵画展につきましては、台風襲来の影響を受け、急遽延期し、今年の2月に出品団体の協力を得て開催されるなど影響を受けたところです。また、今年に入り、新型コロナウィルス感染が国内外で発生し、国においてはその拡大防止対策を急ピッチに進められております。当法人におきましては、市民向け権利擁護講演会や利用者の日帰り研修を中止するとともに、施設のドアノブ、手すり等の消毒や部屋の換気などを日常的に実施し、更に今年2回目となります事業継続計画に基づく訓練を感染症の危機をテーマに行うなど、法人としてできる範囲で新型コロナウィルスの感染予防を行っているところです。新型コロナウィルスの感染については、施設の閉鎖も起こり得る重大なものでありますので、国等の感染拡大防止対策の動向を注視し、利用者及び職員の感染予防に努めてまいりたいと存じます。

さて、令和2年度は、法人にいざの第2次中期経営計画の最終年度に当たります。そのため、中期経営計画に掲げられております事業の進捗状況を踏まえ、令和3年度からの5年間の第3次中期経営計画の策定に向けて法人内部で協議を進める必要があります。特に、施設の利用定員の拡大やグループホームの整備推進については、福祉工房さわらびの増設用地として、わかば跡地の利用が困難な状況となりましたので、就労継続支援B型事業の利用率が増加している現状を踏まえ、整備拡充の手法について、用地確保や現状施設の有効利用等を検討していく必要があります。

また、基本計画の事業であります基幹相談支援センター設置への協力についてですが、この度、市内2か所に同センターを設置すべく市の当初予算に事業委託の経費が計上され、今年の2月に市内の関係団体を対象に説明会が開催され、受託の意向について打診されました。当該事業は、当法人が受託している新座市委託相談事業と基幹相談支援センターを一体にして委託する方針とのことであり、本年4月1日付けで契約し、基幹相談支援センター業務は10月から稼働する内容となっております。なお、市委託相談事業は地域活動支援センターI型の運営委託の条件となっておりますので、当法人としては、基幹相談支援センターの業務を受託する方向で、協議を進めているところであります。しかしながら、基幹相談支援センターの委託費が専任職員1名分の人件費に相当する額であります

ことから、現状の職員体制に1名を増員し、基幹相談支援センターの業務を遂行することになります。基幹相談支援センターの業務として、全障がいを対象に①専門的な支援をする困難事例への対応、②相談支援事業者的人材育成支援、③新規事業の検討体制の構築、④地域移行、定着支援等の促進が想定されておりますが、具体的な業務量が不明な状況にありますとともに、当法人には精神障がい以外のノウハウが蓄積されていない現状から、当面は職員体制等に見合った業務を見極めながら、市と調整し受託したいと考えております。受託することとなれば、相談業務の拡充に向け、市と細部にわたり協議してまいりたいと存じます。

次に、各施設の取組みについてですが、始めに福祉工房さわらびの就労移行支援事業ですが、利用率が低迷しており、平成30年度が年間平均で77.3%が令和元年度は49.8%（R2.2現在）に低下しており、報酬額としては、当初予算額から550万円ほどの減収になる見込みとなっております。これは、利用登録者数の伸び悩みによるものであり、定員10名に対する1日当たりの利用者が5名程度になっていることが原因であります。就労への取組みについては、職場実習を積極的に取り入れ、就労につなげるなど丁寧な支援を心がけており、令和2年2月現在1名の方が就職し、そのほか2名の方が就職を目前にしている状況でありますので、これら実績を踏まえ、医療機関で行っていますデイサービスへのPRや医療現場にパンフレットの配布を進めるほか、就労移行支援事業所合同説明会への参加などを積極的に行うとともに、相談業務との連携により、利用者の確保に努めてまいりたいと存じます。

福祉工房さわらびの就労継続支援B型事業は、利用率が好調に推移し、利用者が定員30名を上回る日が生じております。これに伴い、作業室の狭隘化が課題となっており、作業しづらい状況が発生しておりますとともに、精神障がいの特性から、ある程度の対人距離を必要とする利用者がおられることから、対応に苦慮する場面が生じております。また、利用率の向上に伴い、内職作業が不足傾向になるとともに、企業からの受託業務量が低下していることもあり、利用者の通所意欲に応えられない状況が生じております。これら状況は、利用者の工賃への影響がありますので、既存企業の発注増要請や新規の内職発注事業者を開拓し新たな作業の受託を行うなど、作業量の確保に努めております。今後も、利用者工賃の向上を視野に、自主製品の開発や内職作業の確保等に取り組んでまいりたいと存じます。

福祉工房楓はおおむね安定した施設運営が図られております。令和元年10月の台風19号で、近隣の柳瀬川が氾濫する恐れが生じ、施設被害等の発生が危惧されましたが、結果的に施設や利用者の皆様に大きな被害はありませんでした。

施設利用者のお二人が、施設の避難訓練に習い、自主的に避難場所へ避難されたとの報告がありました。施設では、地震や水害を想定し年2回の避難訓練を実施しておりますが、訓練の大切さを改めて認識いたしたところであります。今後も楓はもとより全施設で年2回の避難訓練及び年1回の事業継続計画に基づく訓練を実施してまいります。

にいざ生活支援センターの地域活動支援センター事業では、利用者の皆さんのが自主的に企画するプログラムの実施へのサポートやうつの集いを始めとした様々な集いの実施、電話傾聴サービスなど継続して実施してまいります。また、当施設で実施しております地域移行支援事業や地域定着支援事業の利用は少ない状況ですが、事業内容に類似のものが含まれる自立生活援助事業の利用は堅調に推移しております。計画相談支援事業については、新規依頼への対応が業務量の増大により難しい状況が生じておりますが、この状況は市内特定相談事業所全てで同様な状況であり、危惧しているところであります。令和2年度に相談業務に時間を要する障がい児を対象とした特定事業所が新たに市内2か所に開設されることでありますので、円滑な計画相談業務の遂行に期待しているところであります。いずれにいたしましても基幹相談支援センターの受託を含め、効率的な職務体制に向け創意工夫し、業務が過重とならないよう努めてまいります。

令和2年度につきましては、新たな基幹相談支援センターへの対応を検討する中で、第3次の中期経営計画を策定していく必要がありますので、ご協力を賜りますようお願いします。また、引き続き厳しい財政運営が見込まれますので、職員一人ひとりが現状を理解し、評議員、理事等の役員の皆様を始めとした関係者と協力し、法人の基本理念の下、利用者の皆様の適切な支援を第一として、法人にいざの更なる発展を目指し、法人運営に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いします。

事業計画

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

職員配置 事務長 常勤兼務 1人 (B型と兼務)

事務主事 常勤兼務 1人 (B型と兼務)

① 理事会・評議員会の開催

法人活動を円滑に進めるため理事会・評議員会の運営の活性化を図ります。

② 予算及び決算事務の執行

法人活動を円滑に進めるため、予算及び決算事務の適正な執行に努めます。

③ 相談支援事業の充実

新座市基幹相談支援センター事業の受託については、目下、検討中ですが、受託することになれば、様々な事務手続きが発生することが見込まれ、その業務を円滑に行います。また、他の障がいに係る相談支援への対応についても検討しなくてはなりませんので、法人として対応を図ってまいります。

④ 第3次中期経営計画の策定に向けた取り組み

令和2年度は第2次中期経営計画の最終年度である5年目に当たりますことから、第2次中期経営計画上の事業について振り返り、未実現項目についてはその実現を目指しつつ、さらなる検討と議論を重ね、第3次中期経営計画の策定に取り組んでまいります。

⑤ 法人施設の利用定員の拡大

前年度に引き続き、利用者数の動向を見据えつつ、既存施設の定員増について検討・調査を行います。

⑥ グループホームの整備検討 繼続

前年度に引き続き、国や市の動向を注視しつつ、引き続き、現状での実現可能性について検討します。

⑦ 研修体系のさらなる充実

昨今、福祉業界の人材採用については競争が激化しており、有資格者や経験者の採用は非常に困難を極めています。しかしながら、他業界の経験を持った多様な人材を受け入れることにより、組織のさらなる活力へつなげることが可能です。一方で、

入職された職員からは、利用者の皆様への対応などについて不安や戸惑いを覚える声を多く耳にします。これまでにはOJTで対応してきた職員への教育に加え、内部研修体系を充実し、職員の不安の払拭と、更なるモチベーションの向上につなげてまいります。

⑧ B C P（事業継続計画）等の改善

B C P（事業継続計画）に基づく訓練として、令和元年度は感染症を想定した訓練を実施いたしました。新型コロナウイルスによる感染症という新たなリスクの急速な高まりに対応すべく、当該訓練で得られた知見を活用して、当該計画及び関連する非常災害対策計画並びに危機管理マニュアルの内容を検証し、改善を図ります。

⑨ PR業務の充実（ホームページの刷新及びSNSの活用）

ホームページのさらなる利便性向上のために刷新を検討します。また、SNSの効果的な活用を検討し、施設関係者の皆様への情報提供のみならず、利用者の確保や採用にも役立つものを目指します。また、パンフレットの見直しについても、引き続き、行い、施設を利用する方に対するわかりやすいパンフレットづくりを目指します。

⑩ コンピュータセキュリティの向上及びIT技術の活用による業務の効率化

前年度に引き続き、コンピュータセキュリティについては外部環境の変化を注視しつつ、その向上に努めます。また、IT技術の活用により業務の効率化を図る可能性について検討し、有効性の高いものから実施を図ります。

⑪ 第三者評価の受審検討

法人の提供サービスの質の向上、健全経営の実現、信頼向上につながる第三者評価の受審に向け、公表されている第三者評価基準ガイドラインを活用した自己評価を試行的に実施します。

⑫ 事務の標準化の推進

業務の効率化と職員の負担軽減を図り、調和のとれた良質のサービス向上に資するため、統一化が可能な定期的・定型的事務については、様式等の標準化・事務のマニュアル化を進めます。

⑬ ボランティア受け入れ

にいざ生活支援センターでは、令和元年度に、市障がい者福祉センター主催の精神保健福祉ボランティア養成講座の実施に協力し、法人の各施設で実習の受け入れを行いました。受講者の皆様を始め、ボランティアをしたいという方々の貴重な思いにお応えできるよう、法人として受け入れ体制を検討し、整備します。

⑭ 地域との連携

地域共生社会の実現のためには、地域との連携が不可欠であり、法人事業への地域の理解が得られることは、平常時は元より、非常時にも大きな力を発揮することと思われます。地域との連携を深めるため、地域団体の主催事業への参加や、既存事業とのつながり、広報誌を通じての関係強化などについて検討します。

⑮ 後援会との連携

後援会と連携し、会の活性化及び実施事業の充実を促進します。

⑯ 税額控除制度の指定継続

寄附者が税額控除と所得控除のいずれかを選択できる税額控除制度について、当法人は、平成30年度に税額控除対象社会福祉法人の指定を受けましたが、同時に、新たな実績判定期間がスタートしており、指定の更新に当たっては、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）までの間の5年間で、3,000円以上の寄附金を支出した者が平均して年に100人以上いること等の要件を満たす必要があります。税額控除対象法人になることは、当該法人への寄附者の善意に応えるとともに、多くの人々に支持される組織であることを社会に示し、公益性をより強く裏付けるものでありますので、この指定が維持できるよう努めます。

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

事業開始年月日 平成23年4月1日

定 員 10名

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前9時50分～午後3時50分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者1人（常勤・B型及び相談支援室と兼務）

サービス管理責任者1人（常勤・B型と兼務）（※サービス管理責任者は計2人体制）

生活支援員1人（常勤） 職業指導員0.8人（常勤1人・相談支援専門員と兼務）

就労支援員1人（常勤）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の希望に沿うとともに長所を活かした就労支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識の習得、コミュニケーション能力の向上を目的として、就労講座やSSTを行います。
- ・就労に必要な能力の習得や職業適性の検討を目的として、検品作業等の生産活動・パソコンや清掃の訓練、ワークサンプルを利用しての訓練を行います。
- ・体力向上を目的として、スポーツやウォーキングを行います。

② 就労支援

- ・個別支援計画で就労準備及び求職活動への取組内容を明確にして支援します。
- ・職場見学のプログラムや、就労後の生活まで視野に入れた定期面談により、就労についてのイメージを明確にし、就労率の向上を目指します。
- ・就労準備及び求職活動のため近隣事業所で職場実習を行います。
- ・関係機関と連携して就労後の職場定着を支援します。
- ・OB会を年2回開催し卒業者の交流の機会を提供します。

③ 就労定着支援事業

就労移行支援事業所等から一般就労に繋がった障がい者の安定した就労の継続を支援します。

④ 就労先や実習先企業の開拓

現行の実習先企業や就労の実績がある企業との関係を深めるとともに、近隣の事業所に職場実習先や就労先として協力依頼を進めます。

⑤ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに必要に応じて通院同行等の支援をします。
- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

⑥ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。

⑦ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるよう、パンフレットを特定相談支援事業所と医療機関に配布し、PRに努めます。
- ・目標を設定して契約者数の増加と利用率の向上を目指します。
- ・居心地の良い場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

⑨ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキル及び就労・生活支援に関する専門性の向上に努めます。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

⑩ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行います。その際、利用者的人数が30人程度と多人数であることや、多様な特性を持つ利用者が集まっていることを考慮し、避難場所である新座市立第六中学校への経路確認と、集団行動の訓練を重点的に行います。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援B型事業

所在地 新座市堀ノ内3-4-11

事業開始年月日 平成23年4月1日

定 員 30名

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前9時50分～午後3時50分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者1人（常勤・B型及び相談支援室と兼務）

サービス管理責任者1人（常勤・移行と兼務）（※サービス管理責任者は計2人体制）

生活支援員 3.8人（常勤4人（但し、内1人は常勤換算0.8人））

職業指導員 2.84人（常勤1人・非常勤3人）

目標工賃達成指導員 1人（常勤1人）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、それぞれの利用者に各々の力を發揮していただける支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品の製作、商品の包装、封入作業等を行います。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、老人福祉センター内売店の販売、養豚場での作業等を行います。
- ・自主製品（手芸品と焼き菓子）の製作活動を充実し、生産活動の柱となるよう努めます。
- ・行政関係機関からの発注の機会の活用を図ります。
- ・売上と平均工賃の増加を目指します。
- ・働くことの喜びを得るとともに、工賃の増加につながるような生産活動の拡充に努めます。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図ります。行事等の実施に当たっては、ミーティングで利用者と話し合いながら進めます。

③ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに必要に応じて通院同行等の支援をします。

- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

④ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。
- ・健康の維持、増進のためにスポーツや散歩等のプログラムを実施します。

⑤ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるよう、パンフレットを特定相談支援事業所と医療機関に配布し、PRに努めます。
- ・目標を設定して契約者数の増加と利用率の向上を目指します。
- ・居心地の良い場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑥ 協力事業所との連携強化

協力事業所との連携強化及び新たな事業所への協力依頼を進めます。

⑦ 福祉関係イベントへの参加

福祉関係イベントへ参加し、関係機関との良好な協力関係の構築・継続に努めます。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

⑨ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキル及び就労・生活支援に関する専門性の向上に努めます。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

⑩ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行います。その際、利用者的人数が30人程度と多人数であることや、多様な特性を持つ利用者が集まっていることを考慮し、避難場所である新座市立第六中学校への経路確認と、集団行動の訓練を重点的に行います。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 管理者 1 人（常勤・移行及びB型と兼務）
相談支援専門員 1 人（常勤・移行と兼務）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援します。

① 計画相談支援

相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を図ります。

5 福祉工房 楓 地域活動支援センター（Ⅲ型）

所在地 新座市大和田4-16-40
定員 10人
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前9時50分～午後3時50分
職員配置 施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務）
指導員 1.86人（常勤1人、非常勤1人）

創作的活動や生産的活動の機会を提供し、集団生活及び社会的交流の促進を図り、利用者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、また、人と接することの苦手な精神障がい者への日中活動の場の提供など必要な支援を行います。

① 基礎的事業

- ・生産的活動として、内職作業や自主製品の製作を行います。
- ・創作的活動として、文芸、絵画製作を実施して、社会福祉法人にいざ後援会主催合同絵画展や埼玉県精神障害者家族会連合会主催の展示会等に参加します。
- ・利用者が主体的に計画し、実施するプログラムを支援します。
- ・健康維持増進を目的に「散歩」「スポーツ」「家庭菜園」「マイフェバリットソング」「ストレッチ体操」等のプログラムを行います。
- ・地域社会との交流や社会の一員としての自覚促進を目的として、路上のゴミ拾い、フェスタやよろず市等バザーへ協力・参加をします。

② 機能強化事業

- ・「料理会」「お菓子作り」を通して、利用者の自立生活への支援を行います。
- ・嘱託医による個別相談・懇談会や「楓勉強会」「全体ミーティング」等のグループワークを通して、人間関係やコミュニケーション等の生活技術を学ぶ場を提供します。

③ 送迎サービスの充実

利用者に対して、新座市内全域を対象として送迎サービスを提供し、通所についての利便性向上を図るとともに活動参加を促し、生活の質の向上を目指します。

④ 自主製品の充実及びオリジナル製品の開発

現在行っている自主製品の製作販売と商品の改良や新製品の開発・販売を行い、地域の方々に施設を知っていただく機会を増やすとともに、売上げ増を図り、利用者の収入増(工賃の増額)に努めます。

また、自主製品の販売及び地域との交流を目的に、福祉工房楓の敷地内において「自

主製品販売会」を実施します。

⑤ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

⑥ 地域特性に対応した避難訓練の実施

楓の近隣には柳瀬川が流れ、新座市のハザードマップにおいても水害発生時、浸水の恐れのある地域として示されています。水害リスクが他の2事業所に比べ、非常に高いことから、地震や火災のみならず水害にも対応した避難訓練を、昨年度に引き続き、実施します。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地 新座市大和田 4-16-40

定 員 なし

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 管理者兼相談支援専門員 1 人（常勤・地域活動支援センターと兼務）

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進します。

① 計画相談支援

相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

7 にいざ生活支援センター 地域活動支援センター（I型）

所在地 新座市野火止 2-7-12

定 員 28人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前10時00分～午後4時00分

職員配置 施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務）

指導員 5.8人（常勤兼務4人・非常勤兼務1人・非常勤2人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室（相談支援事業）と兼務）

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供、また、当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援及び助言を行うとともに、行政機関や医療機関等と連携を図り、精神障がい者の自立と社会参加が促進されるよう支援策を推進します。

また、主に精神障がい者の日々の生活から生じる問題の相談に応じられるよう相談支援事業を引き続き新座市から受託します。

① 基礎的事業

- ・創作的活動の提供として、絵画、コーラス、フラダンス、レクリエーション活動等を定期的に行うことにより、創造性を育て活力の増進を図ります。
- ・社会生活力増進等の事業として、主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的に実施します。当事者、家族などと問題を共有し、解決の糸口を一緒に考える場を提供します。
- ・茶話会、スポーツなど施設内外のプログラムや行事を通じ日中の居場所、仲間づくりの場を提供します。
- ・当事者、家族の日常生活から生じる問題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう必要な支援及び助言を行います。
- ・相談支援として、利用者の日常、療養生活の問題や不安等に対して電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行います。必要に応じて医療機関や関係機関への同行などの支援を行います。
- ・精神障がい者、家族及び関係者に対し、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。

② 機能強化事業

- ・医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のため、次の事項を実施します。

嘱託医による個別相談と座談会
社会的入院者の退院支援
SST（社会生活技能訓練）の実施
SFA（社会生活力プログラム）の実施
ピアカウンセリングセミナーの実施及びピアサポート事業の検討

- ・地域住民ボランティアの育成を次のとおり実施します。
 - 傾聴ボランティアの養成講座の実施及び受入れ
 - プログラムボランティアの育成及び受入れ
- ・障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等の事業として、ボランティア養成講座やヘルパー対象の勉強会等、精神保健福祉に関する講演会、講座、研修会等を実施します。

③ 利用者家族との連携

利用者家族に対して、家族会の紹介や各種集いの紹介を必要に応じて実施します。

④ 当事者及び家族を対象とした集いの実施

現在実施しているうつの集い、発達障がいの集い、統合失調症の集い、そういうつの集い、家族・友人の集いを継続します。また、広報を積極的に行い、参加者の増加を目指します。

⑤ 精神保健福祉の啓発事業の推進

新座市から受託している障がい者一般相談業務では、障がい者虐待防止法、成年後見制度、障がい者差別に関する市民啓発事業を実施することが実施要領で定められています。令和2年度はこれまでの企画内容や実績を点検し、より多くの方々に啓発ができるよう実施します。

⑥ 家族会との連携

家族会の考え方や思いを共有化し、活動内容について把握していくために、月例会等の機会を積極的に活用し家族会との連携・支援を図ります。

⑦ 利用者数の向上

利用者数の減少傾向が見受けられるため、施設のPRに努めるとともに、魅力あるプログラム活動の増加を実施します。また、利用者の通所目的の多様化に配慮し、生産的活動の導入に向け、検討します。

⑧ 避難計画の実施

消防計画等に基づき、年2回、避難訓練を実施します。避難時における集団行動の重要性や相談支援等で関わる在宅の方々の安否確認の対応について確認いたします。

8 にいざ生活支援センター相談支援室

所在地 新座市野火止 2-7-12
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 管理者 1 人（常勤・相談支援室と兼務）
相談支援専門員 常勤兼務 5 人 非常勤兼務 1 人
地域移行支援・定着支援担当者 常勤兼務 1 人 非常勤兼務 1 人
(兼務は全て、地域活動支援センターと兼務)

精神障がいを抱えた人たちに、いつでも開かれた相談所として、また、その活動を広く市民に知っていただき、理解が得られるよう事業を推進します。

本人や家族からの問い合わせ、障がい者福祉課を通しての紹介やその他関係機関からの紹介、知人の紹介等により来られた相談者に対して、誠実に責任をもって対応します。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。
- ・ホームヘルパー利用については、新座市とその近隣の地域と連携を図り、相談者に最も適したヘルパーを利用できるよう支援します。
- ・就労系の事業所に関しては新座市とその他の地域と連携を図り、相談者に最も適した施設を利用できるよう支援します。

② 地域移行支援・地域定着支援

- ・地域移行支援については、退院前から利用者及び医療機関関連のある諸関係機関との連携を図ります。地域移行のための単身アパート等の物件探し、契約行為への同行、引越の支援と市役所への書類提出の同行援助等を行います。利用者の中にはこれらの活動と生活保護の申請が並行して行われる場合があるので、生活支援課への同行等も必要に応じて行います。また、退院前カンファレンスの際に、医療面から、訪問看護やデイケア利用の必要性を指導された場合には利用者に適した事業所を紹介します。
- ・地域移行支援には地域における住まいの確保が欠かせないため、不動産事業者の理解を得られるよう、働きかけを行います。
- ・地域定着支援については、月に1回程度の定期訪問を行い、状況に応じて通院先の病院等への同行支援等を行います。また、夜間緊急時の電話番号を案内し 24 時間

対応ができるよう緊急時の支援を確保しております。また、ホームヘルパーや日中活動系の事業所の利用を支援し、地域での生活を安定させるよう工夫します。

③ 日常生活相談支援

- ・精神障がい者、家族及び関係者に対して相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等、関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・緊急の医療対応が必要なケースについては、医療機関と連携し、状況に応じた支援を図ります。
- ・多様化する相談業務に対応するため、相談業務に携わる職員を対象に自立支援協議会部会の勉強会や県主催等の研修への参加を積極的に行い、相談業務の質の向上を図ります。

④ 自立生活援助

自立生活援助は障がい福祉サービスの位置付けとして、新たに単身生活を始める方を対象とした支援を行います。日常における、あらゆる生活相談に対応し、必要に応じて同行支援も行います。また、利用者の方には月2回以上の訪問を行い、必要に応じて関係機関と連携し、利用者の方々が安心して地域で生活できるよう支援をします。

⑤ 新座市地域自立支援協議会との連携

精神障がい者の支援を的確に推進するため、新座市地域自立支援協議会に積極的に参加し、相談支援体制の整備等に協力します。また、昨年度設立した地域移行・定着支援部会の推進に向けて積極的に活動したいと思います。

⑥ 他の障がいに関わる相談支援への対応検討

当法人内にも知的・身体の障がいを併せ持つ利用者がいるため、今後相談内容が多岐にわたることが考えられます。これらの相談に的確に対応するため、他の障がいに係る研修等に参加し、相談支援の充実を図ります。